



“だれもがどれも選べる社会に”

(令和6年度 男女共同参画週間 キャッチフレーズ)

6月23日から29日までの1週間は「男女共同参画週間」です

平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されたことを踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深めることを目指しています。

男女共同参画社会とは

男女がお互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、あらゆる分野において参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。



男女共同参画社会を実現するための5本の柱(基本理念)

男女の人権の尊重

男女が個人として尊重され、性別による差別をなくし、それぞれの能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。

国際的協調

男女共同参画づくりのために、他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。

家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、家族の一員としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。

政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

女性管理職割合の増加や、男性の育児休業の取得率の増加など、男女共同参画が進んでいる分野はあります。しかし今でも、「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」といった意識から、性別によってその人の生き方や、可能性が狭められてしまうことがあります。

男性であっても、女性であっても、一人ひとりが互いを尊重して、個性と能力を最大限に発揮できる、『だれもがどれも選べる社会』の実現を目指しましょう。



宇陀市人権啓発活動推進本部



2024.6

※このピラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または jinken@city.uda.lg.jp

毎月11日は「人権を確かめあう日」です